

【相談援助業務の範囲】

「実務経験証明書（兼実務経験見込証明書）」の「施設種類」「職種」「施設・職種コード」欄には下表から該当するものを選び、正確に記入ください。

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職種 コード	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
精神科病院		精神科ソーシャルワーカー	0101	
		医療ソーシャルワーカー		
		看護師		
		臨床心理技術者		
		その他（職種名を記入）	0102	
精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員	0201	
		社会福祉士		
		精神科ソーシャルワーカー		
		心理判定員		
		保健師		
		看護師		
		臨床心理技術者		
		その他（職種名を記入）	0202	
児童福祉法				
障害児通所支援事業を行う施設 （医療型児童発達支援を除く） （児童デイサービスであった期間を含む）	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	0302	
		その他（職種名を記入）		
	放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	0402	
		その他（職種名を記入）		
	居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	5202	
		その他（職種名を記入）		
	保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	5302	
		その他（職種名を記入）		
	乳児院		児童指導員	0501
			保育士	
			その他（職種名を記入）	0502
	児童養護施設		児童指導員	0601
		保育士		
		職業指導員		
		その他（職種名を記入）	0602	
福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）		児童指導員	0701	
		保育士		
		児童発達支援管理責任者		
		職業指導員		
		心理指導担当職員		
		その他（職種名を記入）	0702	
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）		児童指導員	0801	
		保育士		
		その他（職種名を記入）	0802	

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職種 コード
児童相談所	児童福祉司	0901
	受付相談員	
	相談員	
	電話相談員	
	児童心理司	
	児童指導員	
	保育士	
	その他（職種名を記入）	0902
母子生活支援施設	母子支援員	1001
	少年を指導する職員（職種名を記入）	1002
	その他（職種名を記入）	
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	1101
	その他（職種名を記入）	1102
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1201
	児童生活支援員	
	職業指導員	
	その他（職種名を記入）	1202
児童家庭支援センター	職員（職種名を記入）	1302
	その他（職種名を記入）	
地域保健法		
保健所	精神保健福祉相談員	1401
	社会福祉士	
	精神科ソーシャルワーカー	
	心理判定員	
	保健師	
	看護師	
	臨床心理技術者	
	その他（職種名を記入）	
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	1501
	社会福祉士	
	精神科ソーシャルワーカー	
	心理判定員	
	保健師	
	看護師	
	臨床心理技術者	
	その他（職種名を記入）	
医療法		
病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー	1601
	医療ソーシャルワーカー	
	看護師	
	臨床心理技術者	
	その他（職種名を記入）	
診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー	1701
	医療ソーシャルワーカー	
	看護師	
	臨床心理技術者	
	その他（職種名を記入）	

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職種 コード
生活保護法		
救護施設	生活指導員	1801
	その他（職種名を記入）	1802
更生施設	生活指導員	1901
	その他（職種名を記入）	1902
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	2001
	社会福祉士	
	精神科ソーシャルワーカー	
	心理判定員	
	その他（職種名を記入）	2002
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	2101
	社会福祉士	
	精神科ソーシャルワーカー	
	心理判定員	
	その他（職種名を記入）	2102
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	2201
	社会福祉士	
	精神科ソーシャルワーカー	
	心理判定員	
	その他（職種名を記入）	2202
社会福祉法		
福祉事務所	査察指導員	2301
	身体障害者福祉司	
	知的障害者福祉司	
	老人福祉指導主事	
	現業員	
	家庭児童福祉主事	
	家庭相談員	
	面接員に相当する職員	
	婦人相談員	
	母子・父子自立支援員	
	母子・父子自立支援プログラム策定員	
	就業支援専門員	
その他（職種名を記入）	2302	
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2401
	その他（職種名を記入）	2402
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	2501
	心理判定員	
	職能判定員	
	ケース・ワーカー	
	その他（職種名を記入）	2502

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職種 コード
法務省設置法			
保護観察所		社会復帰調整官	2601
		保護観察官	
		その他（職種名を記入）	2602
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2701
		その他（職種名を記入）	2702
地域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2801
		職場適応援助者	
		その他（職種名を記入）	2802
障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	2901
		就業支援担当者	
		生活支援担当職員	
		その他（職種名を記入）	2902
更生保護事業法			
更生保護施設		補導主任	3001
		補導員	
		補導に当たる職員	
		福祉職員	
		薬物専門職員	
		その他（職種名を記入）	
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター		相談支援を担当する職員	3101
		就労支援を担当する職員	
		その他（職種名を記入）	3102
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）			
障害福祉サービス事業	生活介護	生活支援員	3201
		サービス管理責任者	
			その他（職種名を記入）
	自立訓練	生活支援員	3301
		サービス管理責任者	
			その他（職種名を記入）
	就労移行支援	生活支援員	3401
		就労支援員	
		サービス管理責任者	
		その他（職種名を記入）	
	就労継続支援	生活支援員	3501
		サービス管理責任者	
			その他（職種名を記入）
	就労定着支援	就労定着支援員	5401
		サービス管理責任者	
		その他（職種名を記入）	5402
自立生活援助	地域生活支援員	5501	
	サービス管理責任者		
		その他（職種名を記入）	5502

施設（事業）等種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		相談援助業務の実務経験として 認められる職種の例	施設・職種 コード
障害福祉サービス事業	短期入所	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	3602
		その他（職種名を記入）	
	重度障害者等包括支援	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	3702
		その他（職種名を記入）	
	共同生活援助 （共同生活介護であった期間を含む）	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）	3802
		その他（職種名を記入）	
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		相談支援専門員	3901
		その他（職種名を記入）	3902
特定相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		相談支援専門員	4001
		その他（職種名を記入）	4002
障害者支援施設	生活支援員		4101
	就労支援員		
	サービス管理責任者		
	その他（職種名を記入）		
地域活動支援センター	指導員		4201
	その他（職種名を記入）		4202
福祉ホーム	管理人		4301
	その他（職種名を記入）		4302
改正前の法律			
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人		4401
	その他（職種名を記入）		4402
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員		4501
	管理人		
	その他（職種名を記入）		4502
知的障害者援護施設	生活支援員		4601
	生活指導員		
	その他（職種名を記入）		4602
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入）		4702
	その他（職種名を記入）		
指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設			
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員		4801
	その他（職種名を記入）		4802
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター		4901
	地域移行推進員		
	その他（職種名を記入）		4902
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー		5001
	その他（職種名を記入）		5002
ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員		5101
	その他（職種名を記入）		5102

※上表に具体的に示されたもの以外の施設で、精神保健福祉に関する相談援助の業務を行っている専任の相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。8ページ「5（1）」または「5（2）」に該当する場合は、「実務経験証明書（兼実務経験見込証明書）」の「施設・職種コード」欄に「9999」と記入ください。厚生労働大臣の個別認定にあたって、別途書類が必要になりますので、後日入学相談室から志願者本人へ連絡します。

「指定施設における業務の範囲等について」

(平成 30 年 7 月 6 日障発 0706 第 1 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第 2 条第 1 号及び第 5 号に規定する精神科病院及び病院又は診療所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー等の相談員
- (2) 施行規則第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する市役所、区役所、町村役場、保健所及び市町村保健センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (3) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設及び児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項、第 42 条第 1 項及び第 5 項、第 49 条第 1 項、第 4 項及び第 14 項並びに第 73 条第 1 項に規定する児童指導員、保育士、職業指導員、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員
- (4) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（医療型児童発達支援を除く。）にあつては、相談援助業務に従事する職員
- (5) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員
- (6) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成 2 年 3 月 5 日付け児童相談所運営指針）第 4 節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
- (7) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 27 条に規定する母子支援員及び少年を指導する職員
- (8) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 80 条第 1 項及び第 5 項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員及び職業指導員
- (9) 施行規則第 2 条第 4 号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
- (10) 施行規則第 2 条第 6 号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (11) 精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令。以下「平成 23 年改正規則」という。）附則第 3 条の規定により施行規則第 2 条第 13 号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成 23 年改正規則第 1 条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第 2 条第 6 号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設にあつては、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成 14 年 3 月 27 日付け障発 0327005 号）別添 3（精神障害者地域生活援助事業運営要綱）に規定する世話人
- (12) 平成 23 年改正規則附則第 3 条の規定により施行規則第 2 条第 13 号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成 23 年改正規則第 1 条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第 2 条第 6 号に規定する障害者総合支援法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあつては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 87 号）第 16 条第 1 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 2 号、第 37 条第 1 項第 2 号及び第 40 条第 1 項第 3 号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令 33 条第 1 項第 1 号に規定する管理人
- (13) 施行規則第 2 条第 7 号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員
- (14) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和 39 年 4 月 22 日付け厚生省発児第 92 号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第 5 に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和 45 年 4 月 9 日付け社庶第 74 号）に規定する面接員に相当する職員、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 8 条第 1 項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 4 号）別紙に規定する母子・父子自立プログラム策定員並びに「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号）別紙に規定する就業支援専門員
- (15) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する市町村社会福祉協議会にあつては、「社会福祉協議会活動の強化について」（平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2 に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）を行っている職員
- (16) 施行規則第 2 条第 9 号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成 15 年 3 月 25 日付け障発 0325002 号）第 1 に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

- (17) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する広域障害者職業センターにあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 24 条に規定する障害者職業カウンセラー
- (18) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する地域障害者職業センターにあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律第 24 条に規定する障害者職業カウンセラー及び同法第 20 条第 3 号に規定する職場適応援助者
- (19) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成 14 年 5 月 7 日付け職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号）別紙 2 「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙 3 「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員
- (20) 施行規則第 2 条第 11 号に規定する更生保護施設にあつては、「更生保護事業法施行規則の運用について」（平成 14 年 6 月 10 日付け法務省保更第 357 号）第 3 の 1（2）アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準（平成 20 年法務省令第 41 号）第 7 条第 2 項に規定する福祉職員及び同令第 7 条の 2 第 1 項に規定する薬物専門職員
- (21) 施行規則第 2 条第 11 号に規定する保護観察所にあつては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 20 条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 31 条に規定する保護観察官
- (22) 施行規則第 2 条第 12 号に規定する発達障害者支援センターにあつては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成 17 年 7 月 8 日付け障発第 0708004 号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (23) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 39 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 59 条第 1 項第 2 号（第 2 項において読み替えられる場合を含む。）及び第 3 項、第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項第 2 号並びに第 75 条第 1 項第 2 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第 64 条第 1 項第 3 号に規定する就労支援員及び同令第 39 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 59 条第 1 項第 4 号、第 64 条第 1 項第 4 号、第 65 条第 1 項第 3 号及び第 75 条第 1 項第 3 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 206 条の 3 第 1 項に規定する就労定着支援員、同令第 206 条の 3 第 2 項及び第 206 条の 14 第 1 項第 2 号に規定するサービス管理責任者及び同令第 206 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する地域生活支援員
- (24) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援及び共同生活援助を行う施設にあつては、相談援助業務に従事する職員
- (25) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）第 11 条第 1 項第 2 号イ（2）、第 3 号イ（1）及びロ、第 4 号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第 5 号イ（1）及びロ（1）、第 6 号イ（1）並びに第 7 号イ（1）に規定する生活支援員、同項第 5 号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第 2 号イ（3）、第 3 号イ（2）、第 4 号イ（2）、第 5 号イ（3）及びロ（2）、第 6 号イ（2）並びに第 7 号イ（2）に規定するサービス管理責任者
- (26) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項に規定する相談支援専門員
- (27) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員
- (28) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）第 9 条第 1 項第 2 号に規定する指導員
- (29) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する福祉ホームにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）第 10 条第 1 項に規定する管理人

2 施行規則第 2 条第 14 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設（平成 23 年厚生労働省告示第 277 号。以下「施設告示」という。）第 1 号から第 4 号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 施設告示第 1 号に規定する精神障害者地域生活支援センター
 - ア 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 169 号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年 3 月 31 日厚生省令第 87 号）第 40 条に規定する精神障害者社会復帰指導員
- (2) 施設告示第 2 号に規定する精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
 - ア 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成 20 年 5 月 30 日付け障発第 0530001 号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に規定する地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (3) 施設告示第 3 号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
 - ア 学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 65 条の 3 に規定するスクールソーシャルワーカー
 - イ 「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 文科初第 1155 号）別記（スクールソーシャルワー

カー活用事業実施要領)に規定するスクールソーシャルワーカー

- (4) 施設告示第4号に規定するホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日法律第105号)に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
 - ア 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に規定する生活相談指導員
- (5) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び施設告示第1号から第4号に規定する上記(1)から(4)までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ア 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 1及び2で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 平成23年改正規則附則第4条に規定する障害福祉サービス事業(児童デイサービスを行うものに限る。)を行う施設において、相談援助業務に従事する職員
- (2) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第17号)による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第42条第1項(第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。)に規定する児童指導員及び保育士
- (3) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、相談援助業務に従事していた職員
- (4) 障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設(障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。)にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

4 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1から3に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

5 1から3に掲げる職種の例以外の1から3に規定する施設における職種に係る業務の範囲の確認並びに2(5)に掲げる施設の厚生労働大臣の個別認定及び当該認定に係る施設における職種に係る業務の範囲の確認の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 2(5)に掲げる施設の個別認定に係る認定基準
 - ア 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
 - イ 1、2(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。
- (2) 1、2(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例以外の1、2(1)から(4)まで及び3に規定する施設における職種に係る実務経験を有すると認められる業務の範囲並びに2(5)の個別認定に係る施設における職種に係る実務経験を有すると認められる業務の範囲に係る基準
 - ア 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
 - イ 1、2(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。
- (3) 手続
 - ア 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して、1、2(1)から(4)まで及び3に掲げる職種の例以外の1、2(1)から(4)まで及び3に規定する施設における職種としての相談援助の業務に従事した者からの入学又は入所の申請があった場合においては別記様式1を用い、2(5)の個別認定に係る施設における職種としての相談援助の業務に従事した者からの入学又は入所の申請があった場合においては別記様式2を用いて、精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
 - イ 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、本項アと同様、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。